忘れていませんか？

「歩行者優先」の交通ルール

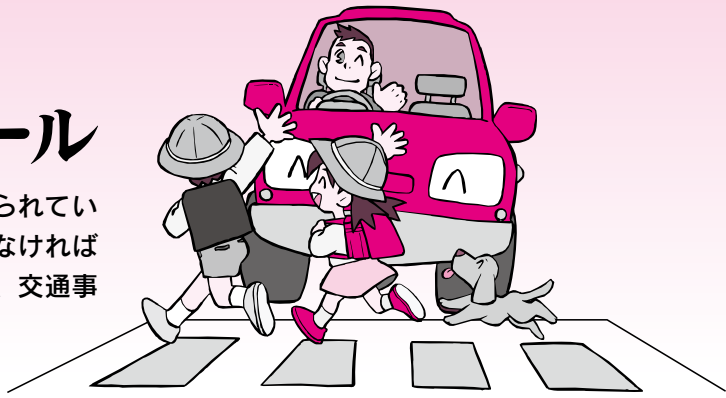

道路交通法では、歩行者の優先や保護がルールとして定められています。横断歩道においても、車両は横断する歩行者を優先しなければなりません。ドライバーと歩行者がともに交通ルールを守り、交通事故を防ぎましょう。

問合先｜市民活動推進課　☎35-3412

1 横断歩道に近づくときは減速（横断しようとする歩行者がいないことが明らかな場合を除く）

横断歩道上での交通事故は、歩行者が飛び出してきた場合でも、車両に一方的に原因のある交通事故として扱われます。横断歩道の直前で停止できる速度で進行しましょう。

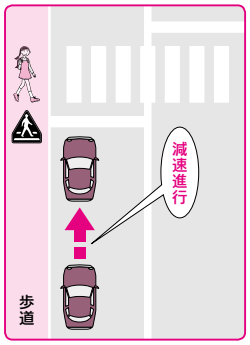

2 歩行者がいるときは一時停止

横断中、または横断しようとする歩行者がいる場合は、その通行を妨げないようにしなければなりません。

歩行者の優先はマナーではなく、道路交通法に定められたドライバーの義務です。

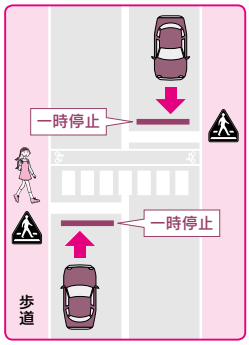

3 止まっている車両等の横を通過するときは一時停止

停止車両が死角をつくり、歩行者を見落とすおそれがあります。

横断歩道付近に停止車両があるときは必ず一時停止しましょう。

※横断歩道手前の駐停車は危険ですのでやめましょう。

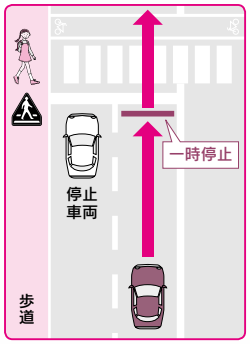

4 横断歩道の手前での追抜きは禁止

前方を進行している車両が死角をつくり、歩行者を見落とすおそれがあります。

横断歩道付近での追越し・追抜きは危険です。

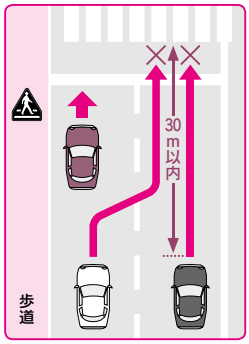

応援します ひとり親家庭のお父さんお母さん

ひとり親家庭の父母が教育訓練講座を受講する場合の費用などについて、助成を行っています。

※受講や修業される前に助成の対象になるかご相談ください。

❶自立支援教育訓練給付金

就職を目的とした教育訓練として市長が指定する講座（※1）を受講した場合、受講終了後に費用の2／3相当を給付（上限10万円、下限4,000円）。

※1…対象講座

介護職員初任者（ホームヘルパー）、医療事務、簿記、情報処理、英会話、秘書など

❷高等職業訓練促進給付金

就職のための資格取得（※2）を目的として、専門学校などの養成機関で2年以上修業する場合に、修業期間中の生活支援として月額10万円（最大3年間・住民税課税世帯は月額7万500円）、また学費などの支援として入学金や受講費用の2／3相当（上限30万円）を給付。

※2…対象資格

看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士など

対象者

市内在住のひとり親家庭の父母で、児童扶養手当受給者または同程度の所得水準にある方（❶については、雇用保険法に基づく教育訓練給付の受給資格を有しない方）。

問合先　子育て支援課　☎35-3140

屋外防災行政無線の内容は電話でもご確認いただけます　☎35-6000

2014.3.15